

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成21年10月1日作成)

法令名	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則
根拠条項	第8条
処分の概要	退きゅう命令等
法令の定め	<p>第8条</p> <p>第1項 知事は、使用者が前条第1項各号のいずれかに該当しない馬を入きゅうさせようとし、若しくは入きゅうさせたとき又は同条第3項の検査を拒んだときは、使用者に対し、当該馬につき入きゅうを拒否し、又は退きゅうさせるべき旨を命ずることができる。</p> <p>第2項 知事は、馬が入きゅうしてから3月以上出走しないとき又は出走する見込みがないと認められるときは、使用者に対し、当該馬につき退きゅうさせるべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	法令の定めにつくしている
処分担当課	北海道農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線27-138））
問い合わせ先	北海道農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線27-138））
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html</a> ）